

第十六回 参議院建設委員会會議録第十三号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 清一君
理事 石井 桂君
石川 榮一君
三浦 辰雄君

委員

小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
小笠原三三男君
近藤 信一君
田中 一君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
建設省計画局長 洪江 操一君
事務局側
常任委員 菊池 璋三君
会専門員 武井 篤君
常任委員 武井 篤君
会専門員 武井 篤君

本日の會議に付した事件

○土地収用法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石川清一君) それでは只今より建設委員会を開きます。

本日は公報で御通知いたしました通り、土地収用法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は質疑をお願いいたします。

○田中一君 この付託されました土地収用法の一部を改正する法律案、この

提案理由を、私欠席したので伺わなかつたのですが、大体この法律を、本法を御説明になつたのが主税局長であつたので、話が早わかりして非常に幸いと思ひます。

先ず第一に伺ひたいのは、この土地収用の本法の審議の途中において、二十六年五月二十六日の当建設委員会が私が洪江さんに質問した速記録があり、私から、これをちよつとお読みして、あなたに昔のことを思い出して頂きたい。ということは今度提案の第一の問題、土地の立入りとか測量とかいう問題について本法の第二章の「事業の準備」、それからこれによると第六章の第二節「測量、事業の廃止等に因る損失の補償」、これに関連して、私あなたに質問しているのです。

その場合に私は簡単な立入り或いは立木の伐採というものはよろしいが、ボーリングをやるときにはどうなるのか、ボーリングというものは簡単に行くものではない、木を持つて行つたり或いは除去する、組立てるといふ時間がかかる、殊に大きな鉄塔その他、ボーリングをやるときにはそれを持つて行つたり、或いは持ち帰つたり、組立てたりといふことは非常に作業に支障がある。従つてこの点を妥当な方法で考えられないかといふことをあなたに質問しているのです。あなたはそれに對しては、そういう必要がありませ

ん、できるというふうな御返事をして居るのです。私は執拗にその点について、それが恐らくできない、できない

からこの法を修正したらどうかという意見を多く申上げたにかかわらず、あなたはできる、どこまでもできると言つて抗弁しておる。これは議上上げる皆さんに御迷惑だから議上げませんが、あなたよくわかると思ふ。二年前にこの問題を指摘しておるにかかわらず、今度あなたができると言つて抗弁されたものをなぜここに政府が修正案を提案されたのか、その意図を伺ひたい。案提理由の説明を見ますと、電源開発その他で以てなかつた仕事が行かんといふことで以てこうしたのだといふ御説明ですが、實際この改正案を出さなければならなかつたという理由を詳細に先ず第一に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(洪江操一君) 只今田中委員からの御質問でございますが、確かにこの土地収用法を全面改正いたしました。したいわけは新しい土地収用法の御審議を願ひました。同時にそういう御質疑もございまして、私もそれに対して新法によつてこの問題は解決できるのではないかと、いかといふことを申上げたように記憶いたしております。で、今回改正をいたしました動機になりましたのは、卒直に申しまして、結局当時田中委員が御指摘になつた点が正しく、現場の實際の仕事をやつて居る者の立場から見まして、やはりその御意見が、何と申しますか、當つておつたといふ感じが、お考えが確かに御尤もな点があつたといふことに結論的にはなるわけ

でございます。私の当時の考え方で

は、それは土地の一時使用という方法も考えられるし、そういう方法をとることによつて可能ではないかといふふうに考えたわけでございますが、併し現場側の立場から申しますと、一時使用につきましてはやはりこれは収用法上の事業認定なりそういう手続を必要として参ります。で、そういう事業認定その他の方法をとつて準備段階の仕事をやることになりまして、従つて事業の着手そのものが遅れて行くといふことになりまして、これは事業の本体そのものに、着手そのものに入る以前の行為として、当然測量その他に伴つてやはりやらなければ設計その他問題についてもできない。こういう現場側の切実な要望もございまして、そういう点は、これは必ずしも因が直轄事業としてやつておる問題だけではございませぬ。

やはり電力会社その他土地収用法で認められておられます。その公益事業についても同様の問題はあろうかと存じます。そういう点を勘案いたしました。当時御質疑になりました点と結果において、当時修正すべきかりし点を二年後に持ち越したといふことになりましたが、併し実際問題として解決をいたさなければならぬ問題であるならば改正するのことも又止むを得ないし、それも又当然であるといふふうに考えまして改正案を提出した次第でございます。

○田中一君 あなたさう言つておられるのです。私が「話合でもつていい」とこれが

はよくわかります。併しながら例えばボーリングをするといふような場合に、そこにやぐらを組んでどうするといふ場合に、人間は立去るか知らんけれどもそこにはやぐらは残つて居る、こういう場合はどうなりますか。」と、そういう間にあなたは、「やはりそのボーリングなんかをする場合においても、そこに所有者が何かの仕事をして居る場合に非常に障害になるというやうな場合にも、やはり所有者の承諾を得てやらなければいけないと思ひます。それを無理やり第十三条があるが故に準備行為として強行するといふことは、殆んど現在においてはおられない、殆んど現在においてはおられない、こういう説明をしておられるのです。それでこれによりますと、今度受けて立つところの損失補償の第二節第九十一条、私はこれを一番問題にしたいのです。さうしてあなたがさういふ無理なことをしないであなたがお考えになつて立法されたものと考えますが、その際に第九十一条の第二項に、これは、「測量、調査等に因る損失の補償」、二項ですが、「前項の規定による損失の補償は、損失があつたことを知つた日から一年を経過した後において、請求することができない。」、これが私は一番大きい問題だと思ひます。あなたは曾つてこの法律を提案されたときの間違ひを是正されるという事は、非常に結構でございます。結構ですが、立案者であるあなたがさうした強

は、請求することができない。」、これが

行策をとりたくないという意思がありながら、これを受けて立つ第九十一条二項というものが、一年以内に請求しなければその抗議が成立しないということになっておるのです。政府はこの修正によつて九十一条の二項を修正する意図はありませんか。

○政府委員(波江操一君) 九十一条の第二項の問題につきましては、九十一条につきましては現在提案申上げておられます通りに、土地の試掘に伴うこれは当然のことでございますが、損失補償も測量、調査の際の損失補償と同様の関係において補償しなければならぬというので改正をいたしてあるのではありませんが、御質問の趣意は、或いは損失補償につきまして一年の経過期間というものが短きに失する、或いはその点を修正したならばどうかという御質問のようにも受取れるのであります。その点につきましては、私もやはりは測量の場合の損失補償同様に取扱つていいのではないかと、取扱つて行つて差支えないのではないかと、いろいろに考えております。

○田中一君 人の屋敷に立入つて測量機を持つて行つて測つて来る、或いは目障りになる或いは測量の邪魔になるところの枝を二、三本切り離すとか何とかいうことは、それもいゝと思うのです。いゝと思うのですが、一つの例ですが、例えば今東北電力がやつておられます赤石川の問題、これは非常に上流であつて、赤石の村民が全然見られない場所であつて、工事を現にやつておる。それについて本人は知らない。そこにやぐらを立つたり鉄塔を立てたりしてやつておる。これは事実建

設省から工事着工命令が出ておられます。工事着手の許可が出ておられます。出ていないにもかかわらず、もうそこで本工事をやつておる。よくまああるところの会社対請負人の話合ひの下に、既成事実を作らんがために準備工事という名目の下に本工事をやるといふ例がたゞさんある。これが鉄塔を立てたり何かすれば目立ちますからいいですが、そうでない場合ですね。そうでない場合には知らないうちに過ぎしてしまうのです。知らないうちに、これが一年ときめられた根拠というものは、この土地収用法の審議中にもいろいろ一年でいいか悪いかの問題、私も強くしつこくここに伺つております。又赤木さんにも、赤木さん、あなた一週専門的に調べて下さいというお願いをしたことを覚えております。

あなた自身は無理なことを、ボーリングやるためにやぐらを立てたり何かすることは無理だといふ、最初の法律を作つた建前から見ると、今度は無理をあえてしよう、あえて法律を作つてやつて行こうという場合に、一年間が過ぎるともう請求権がなくなつてしまふというふうなことに関連して、利益を守るといふ方法は考えられませんか。

○政府委員(波江操一君) この点は先ず本人の知る知らないということを確認してやる必要があるわけですが、第十四条を御覧願いますとわかります。よりに、原則はやはり所有者、占有者の同意を得ることを原則としておるわけであり、その原則に對しまして同意を得ることができないときに限りまして、この試掘の場合、ボーリングの場合に、知事の許可を受けるといふことを今度の法案は規定してあるわけであり

ます。そういう原則に立ちまして、更に障害物の伐除につきましては、伐除しようとする者が、第二項によりまして、伐除をしようとする日の三日前までにそれ／＼所有者、占有者に通知の義務を負わしておるわけであり、義務を負わしておらぬ場合には通知をしなければならぬ場合には通知をしまして、更に九十一条によりまして、損失があつた場合は、その者が知つた日から一年というふうにしほつておるわけであり、こういう関連において考へて参りますと、今御指摘になりましたような不測の損害を知らずに請求権がなくなるというふうなことは先ず考へられないのではないかと、先ず私どもは考へておるのであります。

○赤木正雄君 今の田中さんの御質問に關連して少しお尋ねしたい。この事業をするための準備期間であります。仮に電力工事をしようといふふうな場合に、五カ年先に事業するか十年先に事業するかわからない。そういう場合に準備期間としてやつて行こうといふことはありますが、これに對する相当な年限というものを準備期間として考へておるのであるのではありませんか、或いは二十年先にやる仕事でも準備期間として認めて行くといふのですか、年限の問題であります。

○政府委員(波江操一君) この現在の収用法におきましても新しい改正案におきましても、その準備行為と、それから事業の本体である着手の時期との間については何ら規定はいたしてありません。規定はいたしておられるが、少くとも本人の同意乃至は知事の許可という運用の上においては、果し

てこれが二十年先の準備行為であるか、或いは二年先の本工事に對する準備の行為であるか、この点は知事の許可の場合なり、或いは本人の同意を得るといふことであらば文句はありませんが、同意を得られない場合は、知事の許可の場合においては少くともその点の一つの許可の運用の上において私には考へられるのではないかと、先ず考へておらぬと、法律の上ではその点については何らの規定条件をつけてはおられません。

○赤木正雄君 法律の運用で期間を適宜に判断し得るとおっしゃいますが、仮に悪質の者が事業をしようといふふうな場合に、土地の認定はしたが、併し実際仕事をするのはいつかわからん、そういうこともあり得ると思つて、つまり期間といふのは全然無期限といふこともあり得ると思つて、そういうことは一体あり得るものかどうか、土地の収用法の建前からどういふふうにしては考へておるか。

○政府委員(波江操一君) 収用法の建前といたしましては、事業の認定、事業の着手という関係におきましては、事業認定を受けてから三年、間に事業に着手しなければ認定そのものの処分は効力を失ふといふ建前に一応いたしておるのであります。これは法律上効力の問題としてそういう規定をいたしておるわけでございます。準備行為の許可その他についての運用、これについては法律的には規定はいたしておられるけれども、いわゆる認定と事業着手との関係においてはその程度の期間といふものを明示して考へておるわけでございます。

つても仕事をしないときには法律の効力はなくなる。これははつきりしていたします。そういう観点からいたしまして、この準備行為と本工事に着手までの間に相当の年限を限り得るといふ解釈をするのが至当と思つておるのですが、どうですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。この法律の今の改正は準備行為をいたしまして、果して本工事に事業をやるのに支障のないものであるかどうかということをお尋ねするためにやる準備行為なのでございます。従つてそれが済んで、それから工事にかかるといふことになつて参りまして、準備行為とそれからその間において期間の定めがないのも、一応規定の体裁上すりりと考へて参りますならば、準備行為と申しますものは決定前の行為であり、決定後において放置しておけば三年間で効力が失われて行く、こういうふうな私たちは解釈しておるのでございます。

○赤木正雄君 仮に堰堤を作る場合、どの場所がいかがはつきりわからぬために掘削する、それもやはり準備行為として考へ得るのであります。或いは準備行為といふのは、大体この点に仕事をしようといふその目的があつてやるのを準備行為とするのですか、どうですか。

て参りますが、更に本格的な調査をやつて行くという際においてボーリングなんかも是非とも必要になつて参りますので、どちらかよりは準備行為の範疇に入つてゐるものと考えております。

○赤木正雄君 温泉などがある場合に、掘鑿して、その影響が一年で現われるか或いは二年で現われるか、これは的確に言ひたいものがたくさんある。先の局長のお話のようならば、一年を経過云々とありますが、これは非常に無理な法案だろふと思ひます。そういうのはどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(波江操一君) これは法の運用の問題乃至は解釈の問題になつて来ると思ひますが、九十一条としては、損失があつたことを知つた日から一年といふふうに、この一年の期限の時期と申しますか、最初の時期といふものが、損失があつたことを知つた日からといふことになつておるわけでありませう。仮に今御指摘になりましたように、最初のボーリングによる損失影響といふものがわからなかつたけれども、あとになつて更にその損失がどういふ形になつて現われたということがはつきり立証でき、而もそれを当人が知つたという事実が立証できれば、それから一年間といふものはこれは損失の請求権は勿論あり得ると解釈してよろしいのではないかと、こういうふう

に考へるわけでありませう。当初の損失に更に追加いたしました後に起つた損失の補償請求をいたすと、こういう途が九十一条で解釈もでき、開かれておるものといふふうに私は考へております。

○赤木正雄君 先ほどの温泉の例をもう一遍申しますが、仮に損失を知つて

から一年間における損失と、年々々々、二年三年、年限を経過するに従つて損失が大きくなる、こういう場合が確かに温泉の場合にはあり得るのですが、そういう場合にはどうするのですか。

○政府委員(波江操一君) これは損失の一応請求ができるかできないかといふ問題と、それから損失の額がどのくらいに推定になるかといふ問題と二通りあると思ひますが、只今赤木委員の仰せになりました点は、むしろ損失額がどのくらいになるかがはつきりめどがつかない、こういう点が関連して来るのじやないかと思ひますが、これは私は当時者の請求の方法において、或る程度のやはり推定を加えて損失の請求をする、こういう方法をとるよりほかに方法は無いのではないかと、いふふうに思ひます。仮にその当時、最初の請求をいたした場合は損失額が、後の実際に現われた損失の結果を見て更に追加しなければならぬ、これがその後起つた変化その他によりまして立証できるということになれば、それから一年間の期間を考へまして請求をする、こういう方法で可能ではなからうかと、こういうふうにお考へております。

○赤木正雄君 仮に一年間かかつてだんだんだん損失が大きくなる、一応それに対する補償をもらつてしまつた場合に、なおその後だんだんだん損失が大きくなる、こういう場合にどういふふうになりますか。

○政府委員(波江操一君) それは私はその後の新しい損失といふものを請求することはできるだらうと思ひます。結論としては、その裁定を如何なる形で求めるかといふことになれば、

これは取用法上の規定においては取用法の裁定に待つ、こういう方法をとり得ることになるといふふうに考へております。

○赤木正雄君 その後の新しい損失に対しては請求はできるとおつしやるが、これはこの土地取用法の第何条にありますか。

○政府委員(波江操一君) 九十一条の第二項は、損失があつたことを知つた日からといふことになつております。損失は、最初の損失を知つたことによつて全部を解決したといふふうには解釈し運用する必要はないのだと、その後起つた損失は、前と関連があつたにしましても、新しい事実があつたにきり立証できるならば、それに対する損失補償を請求することは何ら差支えないのだといふふうに考へます。

○赤木正雄君 今おつしやつた九十条条では、そこまで解決し得るものでしやうか。

○政府委員(波江操一君) 私どももいたしましてはそういう解釈がとれるといふふうにお考へております。

○赤木正雄君 それは局長御自身の解釈で、果してそういうふうにお立派に請求し得るものでしやうか。

○田中一君 二十六年の五月二十六日の当委員会において、提案者岩沢忠泰君はこう言つておられます。「その一年といふことはなかく、議論のあるところでありませうけれども、この取用法のこの取用以外の土地の損害補償といふ点に對しましては、結局その工事によつての直接原因によつて生ずるものについては補償といふことを當然考へておる。今田中さんのお話のような、その範囲は

予見し得る程度のもは当然そこに補償しなければなりません。一年半後にはそういうような現象が起るとか、或いは二年後に起り得るといふようなことは予見し得ないような状態に相成ると思ふのであります。併しながらかこの工事をやる前に、これらの水がたたくさん過ぎる、勾配がきつくなるからたぐさん来る、非常に困る、或いは又この工事をやるために土地が沈下するといふ、地盤の関係上当然地盤が沈下するといふようなことがはつきりわかれば、それに対する代行工事をするとか、或いはそれに対する補償は當然ともいふと思ひます。予見し得る範囲内においては……。そういうような意味においては二年なり三年なりといふことはどうかといふので、せいふん、そういうたような現象は一年以内において現われるのじやないかといふ意味から、一年といふことを限定したわけでありませう。」と、こういうことなんです。

結局私の質問なんです。結局私の質問も赤木さんの質問も同じだと思ひますが、一遍発見したと、発見したけれども、一年半になつてやつと無現象、悪循環が現われて来たといふような場合です。発見しておるのは一年半前なんです。その場合にそれを補償する義務があるかどうかを質問したところが、岩沢忠泰君は、それはしなければならぬだろふが、際限なしにやつたら困るから、一年ぐらいの見当をつけるのだといふのです。今の局長のお話だと、当然それは補償しなければならぬといふのですが、どこにもそんな条文はありません。土地取用法のどこにあるのですか。

○赤木正雄君 だから私の質問は、それを局長御自身の御解釈では困るといふのです。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。私などは素人でありませうが、大体九十一条の二項の解釈から考へて参りますと、局長の答弁には多少疑問もあるかと思ひます。岩沢君が言われた、いわゆる予見し得べかりし損害と申しますことは、これはまあ民事訴訟法の上においては大きな問題になつて参るのであります。やはりこれは客観的な一つの基準であり、或いはこれを行かなければならぬものであると思ひます。如何なる工事によつて如何なる損害が生じて来たか、いわゆる本當に直接原因としてその損害が起きたか、或いはそれを間接の原因としてそういう損害が起きて来たかといふような問題が要するに訴訟の一番眼目になるのではないかと考へております。結局そういう場合に於いて御返事申上げる場合に、やはり予見し得べかりし損害が普通一般常識上、学術上、その当時において予見されるかどうかといふ、そういうことにかかつて来るのであつて、非常に当時の学説から見ましても、或いはいろいろの点から見ましても、そういう損害が起るはずでなかつたといふようなこととて、一年、二年後において起きて来たような場合の御質問じやないかと思ひます。そういうこととて、短期の時効制度を設けたか、請求権の消滅を認めましたことは、むしろそういう場合には損害をさせないといふ立法趣旨でないかと私は考へております。

○田中一君 どうも政治的答弁で甚だ

不満でございませぬ。私が言つておるのは、今の問題につきまして、今江局長はこう言つておられます。「今の田中委員の御発言は非常に重要な問題でありまして、実は私も非常にその点は慎重に考へておるわけでございます。ただ一言申し上げたいと思つてございませぬ。すでに御研究願つたと思つてございませぬ。この起案損失補償の制度は、このたびの法規に初めて織込んだものでございませぬ。従つてやや我田引水でありませぬが、従来の規定に放置しておけば、これは法律上工事による損害補償という問題も成立しない、即ち結局泣き寝入り法律上はならなければならぬ、こういうことでこの規定を特に加えたわけです。田中委員のおつしやるようにこれが一年でよいか、二年でよいか、工事の性質によつてそういうふうな統計その他が整備いたしましたならば、恐らくこの一年間の期間はもう少し科学的に合理的にできる場合が或いは考えられるかも知れませぬ。併しながら現在あります外田の立法例その他を参酌いたしまして、一応一年ということを考えてみました。それで、その間に大体予見し得るものが出て来るのではないかと、いうふうな配慮で以て一応規定いたしました。ただ立案過程をもちつと申上げたのでございませぬ。」

けれども、今建設省がやつておられる藤原ダムにつきましては私有地に立入り又は伐採と申しますか、そういう問題で藤原ダム反対期成同盟が生まれたことは御承知の通りです。最初にその問題が起きたのです。これは土地収用法におけるところの権利を以て立入つて、或いはそれ以上伐採するとか何とかいうようなことで問題が起きたんです。こういう問題がありますから、一応その補償の問題だけは慎重に考へて頂きたいと、こう考へたわけですから申上げておるんです。今先ほど赤木委員の質問に答へたあなたのお答弁は、あなた自身が二十六年五月二十六日のこの当委員会における答弁と食い違つておられますが、この点もう一遍どつちでもよろしくございませぬから、明確に政府の態度を明らかにしてもらいたしたいと思います。

○政府委員(渡江操一君) いろく、私の申上げたことが誤解があつたようございませぬが、はつきりやはり一年の請求権の履行というものをここで立てておるのである、こういうふうなまゝ考へておられます。

○赤木正雄君 わからなかつたんです、委員長、もう一度言つて下さい。

○政府委員(渡江操一君) 九十一条、それから今田中さんのお話になりました起案損失補償の請求権の九十三条の二項、これもやはり一年ということ規定いたしました。でこの両方の規定を通じて、この際における損失補償の請求権は一年の時効というものを法律上規定したんです。こういうふうな考へておる、こういうことを申上げたんです。

○政府委員(南好雄君) たつた一言だ

け補足してございませぬが、恐らく計画局長はこういうことを言つたんではないかと思つておられます。予見し得べかりしことが訴訟当事者のいわゆる懈怠に基くものであるならばそれは一年の短期消滅時効で請求権はなくなる。併し懈怠でない、いわゆる善意の、学術的にも或いは常識的にもそういうようなことが想像できなかったような理由で一年乃至二年後にまた二年乃至三年後に損害が起きて来たような場合は、この九十一条の二項と申しますことは、それまでも請求権を放棄せしめる法の趣旨ではない。普通訴訟当事者がこういう工事によつてこういう損害が起きた、こう言つて証拠物を添えて主張するのであります。そのいわゆる因果関係を、これは民事の訴訟におきましてもいろく、学説はありますが、常識的に判断し得られるものについてだけ九十一条二項は見えておるんであつて、全く別個の当時予見し得られなような特殊の事情から損害が三年後において大きくなつて参つて来たような場合、而もそれについて訴訟当事者に何ら責に帰すべき理由がないという場合においてまでも無理に一年間の短期消滅時効を主張できないのだから、そういうような場合は、これは訴訟法上におきましても、九十一条の二項によつて請求権が発生して行くのじやないかと、こういうことを恐らく計画局長は申述べたのじやないかと、まあ私、途中から入つたのでありますが、そういうふうな解釈しているのではありません。

○赤木正雄君 今までの取用に関するものは、大体地上のものだつたのです。今度は掘鑿ということがある。だから

大きな問題になつて来るのです。地下の問題でありますから、掘鑿當時にはわからない。先ほど温泉のほうで申しましたが、そういうふうな掘鑿をした結果、地下でどういふ現象を起して、今まで出ていた温泉がとまつてしまふ、而も一年間にとまればいいが、二年、三年、だんく、温泉の量は減じてしまふ、こういうことは実際あり得るのです。でありますからそういうことを考へるならば、掘鑿というところが認められるならば、今までの土地収用法の補償の問題は不十分じやないか、この点、はつきり伺つておきたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。地上の場合におきましては、ただ予見し得べかりし事情が地上では比較的はつきりしているというだけのことでありまして、掘鑿いたしまして、そういうような場合におきまして、掘鑿の状態によつて予見し得べかりしいわゆる結果と申しますことは、これは学術的に客観的に私ではできると思つておられます。

○赤木正雄君 今のは政務次官の詭弁なんです。そんなことをわかるはずがないのです。地下においてそんなことがわかるならば何も心配はしないのです。今の技術界においても科学界においてもわからないものがたくさんあります。地上以上にわからんということにはつきりわかつておる。そういうことは政務次官においてもわかつておると思ふ。今のお答えは答弁せんがための答弁としか思えないのです。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。私は九十一条の二項、二項を讀んでみて、赤木先生の御質問の場合、

○赤木正雄君 私はこの問題は大臣からそういう答弁をしてほしい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。いざれ大臣にも申上げておきますが、法律の起草につきましては、政

務次官であろうと局長であろうと大臣であろうと、私はそこに相違がないと思ふのであります。立法者の考え方としてはそういう解釈をしておりますというのでありますから、あえて答える人が政府委員であろうが大臣であろうが私は変らんと、こういうふうに考えております。

○赤木正雄君 私はこの法案審議で大臣の出席を要求します。

○田中一君 局長に伺いたいと思ひますが、公益事業令の第七十五条に「公益事業者は、道路、橋、みぞ、河川堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に電線路又は導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができ」と、これは地中に入り込むわけですね、公益事業令には深さを限定してないのです。私は大体耕作地などは深いほどいいと思ふ。耕作地に何といふますか、管を埋めるときには深いほどいい、余り三寸や五寸じや耕作できない、従つてこの限度をきめていないのです。公益事業令ではこうみますと、ボーリングというものは一体どのくらいの深さを指しておるのですか、常識的には私もよくわかつておりますが、言明して頂きたい。

○政府委員(松江操一君) これはボーリングの現在の行われております現況から判断して申上げるわけでありまして、大体深さ三、四十メートルというふうな場合が多いのではないかと、さう考へております。

○田中一君 さうすると公益事業令では「効用を妨げない限度」ということになつておりますが、この深さはあな

たはどう考へますか、どのくらいの深さと考へますか。

○政府委員(松江操一君) 公益事業令の關係ですか。

○田中一君 公益事業令で規定してある第七十五条です。これにはさう書いてある。地下に埋設する、その場合「効用を妨げない限度」となつておる。その効用というのは電線管の効用か土地の効用かはつきりしませんけれども、これはどういふふうに解釈しますか、効用を妨げなければ二、三十メートルでもいいわけですか、今さういふ立法をしなくても公益事業令でもできるのです。

○政府委員(南好雄君) ちよつと今公益事業令を手に持つておりませんが、甚だ申訳ございませんが、後ほど調べまして次の機会にお答へ申し上げます。

○田中一君 この公益事業令ではちやんと深度を規定してない、地中の深さをきめてないのです。これはもう電線管とか他のものを、電線管と電線管とかその他のものを、電線管と電線管とを埋設するために穴を掘るのです、地中を。それはもう何らさういふ法律を作らなくても実行できるのです。その矛盾をどう考へますか、その法律をよくお調べ願ひたいと思ひます。

○政府委員(松江操一君) 公益事業令の七十五条でございますが、ここに謂つております公益事業は、事業の本体そのものであると私は考へております。

事業の準備行為がこの公益事業者と云ふことで解決されるのかどうか、その点は私は恐らく、ここに言つておる公益事業者というものは事業本体を執行する企業者、さういふ意味であるといふふうに考へます。

それからもう一つは、この場合における一つの使用の条件としては「効用を妨げない限度」といふことが一つの条件になつておりますが、そのほかに管理者の許可を受けるということが一つの条件になつております。この新らしい御審議願つております案は、管理者の許可を得る場合もさういふ事柄も、許可を受けられない場合には、知事の許可によつてそのことができるというところまで進めておられるわけでありまして、それから先刻申上げましたように、事業の本体そのものでなくて事業の準備をする、準備行為という段階においてやれるという二つの新しい規定を織込んであります。

○田中一君 この公益事業令の七十五条の三項、「管理者が正当の理由がない第一項の許可を拒んだとき、又は管理者の定めた使用料の額が不当であるときは、建設大臣は、公益事業者の申請により、使用を許可し、又は使用料の額を定めることができる。」やはり強権になつておる。拒否した場合もやり得るのである。本工事であるが、試工事であるが、ボーリングといふ問題にしているのは、ボーリングといふものをやつて、二、三十メートルとおつしやるけれども、公益事業令は深さと規定してない、公益事業令は深さとはわかつておるわけですか。

○政府委員(松江操一君) 公益事業者の意味は、この法律に規定してあります。する通り電気事業者とガス事業者を言つておるわけでありまして、従つてこれらの点についても私はおのずから電気事業者或いはガス事業者の現在の事業の状況から判断して、さう深いものを予定しているのじやないのではないかと、さういふふうに考へております。

○田中一君 公益事業令といふものはガス、電気に限つたものなら別ですが、これは発電も公益事業ですね、さうすると同じようにならざるじやないですか。二十メートル掘るのも三十メートル掘るのも一向差支えないじやないのですか。公益事業令の適用は何もないのです。これは常識的にはあなたの御説明で納得いたしますが……

○政府委員(松江操一君) 七十五条の解釈としましては、公益事業者の範囲はこの法律によつて限定されている、御説のように電力業者もその中に入らうと思ひます。もう一つの条件として、七十五条の規定を運用するに際しては、七十五条の規定が適用されるというものであれば、電線管、導管という施設をする場合に、管理者の許可を受けて土地を使用することは我々……

○田中一君 よくわかつております。わかかつておりますけれども、深さを規定してないといふことなんです。三十メートル下に電線管を埋める場合でも、埋めるよと思へば埋められるのです。深さの限定がないから……

ボーリングといふのは二、三十メートル地下を掘るのだとおつしやる、電線管を或いは三十メートル下に入れる場合もあるかも知れません。さういふ規定がないと言つておる、公益事業令には、だから三十メートルでも五十メートルでも埋めていいのです、穴を掘つ

て電線管を、或いは電線路を作つてもいいのです。そこに矛盾がないかといふことです。

○政府委員(南好雄君) お答へ申上げます。田中委員の御質問は、恐らくこの土地収用の中にボーリングのようなものを入れて来ることはどうかといふような結論になつて来るのじやないかと私拝聴したのであります。御承知の通り土地収用の場合は、普通はさういふボーリングのようなものは当初のときにはさう大した問題ではなかつたのですが、ところが最近電力の発電に關係いたしまして、この土地収用法を適用する場合がしばしば出て参りますし、且つ又その際において大きなダムを作る際においては、そのダムの将来を考へまして、公共の安全性から非常にダムを強固にして行くための調査が必要になつて来る。そこで土地収用の中にさういふ調査のできるような規定を置いた方がいいんじゃないかといふので、ここにボーリングの規定が入つて来たわけなんです。まあ法律的に申しますれば、或いは私まだ素人ではつきり断定はできないのであります。が、或いは公益事業令でもやつてやれんことではないと、先ほどから御質問を拝聴しておきますと、やつてやれんことではないと思ふことも、さういふ解釈もできるものであります。が、むしろ土地収用が本格的に必要であるこの発電事業の面において、その発電事業を公共の面に非常に注意深くやつて行くために、ボーリングなんかやらして、さうして万全の策を講じたほうがいいんじゃないか、さういふ意味でここにボーリングといふことの規定が入つて参つたのであります。

それから今計画局長の返事いたしました二、三十メートル掘れば目的は達するんじやないか、普通の状態はその程度だと申上げたのであつて、私は恐らく必要とあれば五十メートルでも六十メートルでも場合によつては掘らなければならん場合も生じて来るのではないかと、そういうふうにご考へておられますか、

○田中一君 では私本当の質問を言いますが、ここへ追ひ込もうと思つたのですが、こういうことなんですか。この何というか、事業の準備と言つておられますが、「障害物の伐除及び土地の試験掘、」そう言つておられますが、この準備工事をしている場合に、或いは電線管を埋める場合もあると思つたのです。発電工事なんというものは、その場合にはボーリングだけの規定をしておいて、そうしたものを公益事業令で許可しておるようなものも含まないでいいのよかということなんです。今次官が言うのは、私はボーリングの、本法の審議のときにも局長にボーリングの場合どうするか、ボーリングも入れたらどうか、入れるべきじやないか、入れなければならんのか、やないか、入れなれども私質問したところが、入れなれどもできませんと答弁しておる。今度初めて二年たつて、入れなければならぬと、あなたが来る前に兎を脱いだのです。二年前に僕は申上げたのです。ボーリングの場合困るから入れたらどうか、入れなくちやならんと言つたのだが、やつと二年たつてやはり入れなければならなかつたという答弁をしておるのですよ。それはそれでいいのですけれども、例えば何というか、本工事に掛かる前にそういう電線

路を設ける場合とか、それから電線管を埋めるような場合があるだろうと思ふのです。例えば立木の木は切らんけれども、他人の立木の上に電線を引つかけてやる場合がたぶんありますよ。私有物に対して電線を引つかけよう、現実には電線がかけやすいといふことがありましよう。そこに他人の土地に水を流すのに水路を作らなければならん場合もあります。試験々と試験掘にウェートを置くとそういう場合に困る、困る場合に公益事業令にこう書いてあるのだから、それをもう少し考慮しなければならんのか、やないかということをお聞きを、あなた方の御答弁を聞きなかつたのです。そこまですら申上げなかつたのです。又あとになつてから、やはりそれをしてあげばよかつたといふよりも、やるなら今おやりなさいといふのです。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。立法の際におきましては、できるだけ将来のことを考へまして、いろいろの点を汲んで、すぐに改正をしなればならんよ、そういう現象の起きないよに注意をするのであります。田中先生の御注意、何と申しませうか、御忠告は誠に有難いのであります。現在の程度ではボーリング程度の規定を設けておけば、今目下むずかしい問題になつておぼやかしいことについての一応の解決はつくじやないか。大体立法者の理想と申しますものは、法律にこんで盛つて行くのは非常にいいのでございませうが、違つた方面に進む場合もありまして、やはり一つの現象を解決するために必要な規定を整備して行くといふような心がまえで行つたほうが、殊にこういう私権の制限でございませうので、成るべく私権の制限は、何と申しますか、必要欠くべからざる場合に限つてやつて行くといふような心がまえの下において立法しなければならぬ、で、どうにもこうにもならんよ、な場合に於いてのみ私権の制限を特様の御決定によつてやつて行くといふような行き方をするのが適當ではないかというふうな考へで、いろいろの場合同様に想定いたしまして、広く私権の制限を設けて行くといふような行き方を今のところは避けておるのでございませう。

○田中一君 御答弁ですがね。あなた今私権の制限だと言われるけれども、私権の制限は扱げたくないとおつしやつておる。そこで局長に伺ひますが、準備工事の場合、今言つたような他人の立木に電線を巻きつけてやる場合には、これは補償の対象になりますか。

○政府委員(南好雄君) 具体的にケースによつていろいろ考へて見なければならぬと思ひますけれども、先ほど御指摘になりましたような障害物の伐除といふようなところまで行かないで、現在の立木なんかを利用して電線の架設その他をやつて行くという程度では、私は現実の損失といふ問題に触れて来ないのではないかと思ひます。

○田中一君 そんな馬鹿なことはありませぬよ。あなたの家のラジオの何とつか、アンテナが張つてある、ちよつと都合がいいからといつて何か引つかけて引つ張つたらどうしますか、それは嫌です。これは細かく言いますと、仮にボーリングを行ひます、湧水があつたとします。湧水があつて、その水をどうしますか。水を空中に返しますか。やはりそのボーリングから他人の敷地に水を流すのですよ。これは氾濫しちや困るから溝を掘る、土を掘り返す、そのボーリングを行ひます場合に湧水をどう処置しますか。あなたが飲んでしまひますか。それを空中に吸ひ上げますか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。私はそういうような場合はやはりそれによつて現実に損害が生じたかどうかといふことといわゆる補償の問題が起るんじやないかと思ひます。

○田中一君 私はそういうことを言つているのじやないのです。補償の問題は当然起りますよ。ただ補償を切り離して考へて下さい。そうして他人のところに水路を作つてそれに流すことになるでせう。その場合に水路を作るといふことを規定しないといふかといふことなんです。ただボーリングだけではないかといふことを言つておるのです。だから公益事業令を引つ張り出して忠告しているのです。湧水はどう処理しますか。それにはやはり湧水なり何なり掘つて水路でも作らなければならんのか、やないかと思ふのです。そういう規定を入れないでよろしいか、ボーリングという面からはいいのですよ。水の処理はどうしますか。

○田中一君 承知すれば問題ありませんよ。承知しないでもできるという法律を作ろうとしてゐるのではないか、あなた方は……。承知しないでもできるという法律を作ろうとしてゐると言ふんです。どうもそれがあつていいか。今度の法律の改正点といふものは、承知しないでもやれるといふことをしようとしておるのですよ。承知すれば何でもできますよ、それは承知しないでもやろうといふところの法律を作ろうとしておるのですよ。承知すれば何でもできますよ。それは承知しないでもやろうといふところの法律を作ろうとしておるのですよ。承知すれば何でもできますよ。それは承知しないでもやろうといふところの法律を作ろうとしておるのですよ。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。この土地収用法の今の改正によつて、ボーリングをすることによつて若し湧水が出て、その湧水の管理をするために土地を或る程度使用して行くといふようなことは、別段の規定を持たずに、若し土地所有者が承知すればそれで解決いたします。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。どういふ方法でボーリングするか、ボーリングの方法はいろいろありますが、今田中委員の御質問のように、ボーリングをすることによつて異常出水でもありまして、大雨にもなりまして場合のいづゆる規定を置く、こういう御趣旨だらうと思つたのです。大体ボーリングをすることによつて非常な大きな出水でも引き起すやうな場合には、全部それは埋めるほうが先であつて、そのために又私権の制限を

やつて、勝手に土地の所有者が承知しなくて、勝手に土地の使用ができるというように規定を設けて行くことは非常な特殊な場合でございますから、むしろ却つてそういう規定を置きますと、逆にお叱りを受けるのじやないか。普通ボーリングは大して大きく穴を明けるわけでなくて、土質の検査或いは堰堤を設けることによつて、設けることの可否を検査するのでありますから、そのために始末に負えないような出水は、私はないと申し上げておられますが、あることのほうが非常に稀なことではあります。そういうことによつていわゆる土地所有者の承諾なしに勝手に水路を開鑿するとかということになつて参りますと、むしろ私は行き過ぎじやないか。ここでボーリングと言いますのは、要するに土質の検査でございます。どの程度に堰堤を設けることに耐えるかどうかというふうな検査でございますから、それで異常な出水が起きてということになれば、むしろそれは塞くほうが本当であつて、その水路を設けて、所有者の意思に反して規定を整備して行くということは、私は非常に稀な場合じやないかと思ひます。

○田中一君 局長の御答弁願ひたいのですがね。水の問題は今あなた方も、政務次官の御答弁では恐らく事務当局は満足せんとするのですが、局長の御答弁願ひたいのです。それからそういう電線を埋める施設とか何とかが、公営事業令で以て規定してあるような場合が予想されませんか。

○政府委員(波江操一君) 土地収用法の上では公営事業とそれに対する附帯施設、附帯事業というものを一応公益

事業の範疇に考へて、本事業については考へては行かぬ。今田中委員の御指摘になりましたのは、ボーリングのものとついても、それに附帯するもの、諸工事その他が当然それに伴つて来るのであつて、そういうことに対するいろいろの手当が必要じやないか、こういう御質疑のように承る。それを公営事業令の七十五条から引用されて、或いは電線路或いは導管というものを敷設する場合、これも考へたかどうかというふうにも伺うわけでありまして、私どもの予想しておる

ところでは、先ず普通の準備行為に支障のない、普通準備行為と申しますのは、この場合で言へば新しく規定いたしましたボーリングという現在やつておられます作業、そういうものに普通考へられる障害物の伐除、その程度のことを考へて行くことによつてさへも従来まで隘路になつておつた問題の一応の解決になるのではないかと、さう考へてこの規定をいたしたわけでありまして、従ひまして今例としてお話

がございまして、ボーリングの結果として相当な出水が来た、それによつて相当の水路を他人の所有地の中に設けなければならぬといふようなことに仮になつて参りますれば、結局ボーリングそのものが不可能になるということになる。従つてそれを強行する手段として現在の規定では賄ふべし、本則に帰つて所有者乃至占有者の同意を得るといふところまで行かなければいけない、こういうふうに一応考へておるわけでございます。

○田中一君 油田は何になつたのです、公益事業令に書いてなかつたです、それとすると天然ガスもさうです

たね、その湧水とかさうしたものが必要な公益事業といふものはほかにありませんか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。石油関係につきましては鉱業法がございまして詳細に規定がございまして、この場合には要するに土地収用をやること、大体土地収用などは鉄道敷設なんかにまま起きておつたのであります。最近の実例から申しますと、大分鉄道軌道等の敷設よりも、むしろ電力事業の発電地帯、さういふ問題で土地収用が非常に必要が生じて参りました。さういふことをやる際においてボーリングなんかをやつたほう、又やらないかといふので、その規定をいわゆる整備したといふ程度でございまして、今のこのボーリングにつきましては二年前に田中委員から御注意があつたさうでございまして、当時はまださういふことまで考へておらなかつたといふのが本当の実状ではなからうかと私考へております。

○小澤久太郎君 この土地所有者の同意とか或いはいふ承諾が得られなかつた場合に知事とか或いは市町村長が許可を与えるということですが、測量とか調査とか、さういふ場合は市町村長、それから試掘の場合は知事といふふうに分けられたのはどういふわけですか、一つ御説明願ひたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。市町村長と知事と許可官庁を違わした意味は、軽度のものにつきましては市町村長、併しボーリングのように細くとも相当土地の形に対して土地そのものに對する変更といふようなものを与える場合は市町村長よりもつと

高い見地に立つて調べる知事のほうがよくらうといふので、その土地そのものに与える影響程度によつて許可官庁を違わしたようなわけでありまして。

○小澤久太郎君 只今の御説明では軽重というお話でございましたが、この許可を与える人は最も公平な立場にある人でなければならぬと思ひますが、現在のよりな電力発電は県営といふのが相当でございます。それから水利権は各府県知事の認可事項となつております。さういふ人がトラブルがある場合に許可を与えるといふことは、利害関係者でございまして公平な判断ができません。さういふ点どういふふうにお考え下さいませうか。

○政府委員(南好雄君) 誠に御尤もの御質問でございます。併し障害物の伐除にいたしましたも、ボーリングにいたしまして、何と申しますか、要するに準備行為なんでありまして、その程度のものにつきましては、水利権を許可した界知事といふこともこの程度のことならばやらしてもいいんじゃないかといふふうな、要するに準備行為ですから、これを建設大臣に持つて来る、或いは全然別個の離れた、利害関係のない第三者にやらすといふようなことも少し又却つて重々し過ぎないかといふような意味合いにおきましてさういふ規定を設けたわけでありまして。

○小澤久太郎君 これは準備行為だからこのくらいでもいいという御説明ですが、実は準備行為と言ひましても、その土地の所有者や或いは占有者にとりましては重大な問題なんです、この点はやはり慎重に考慮して、結局公平な者を選ぶということが私は一番必要じ

やないか、その点について別にほかにお考えはございませうか。

○政府委員(南好雄君) 御承知のように、事業の認定そのものも知事にやらしておるのでありますから、その程度のことには知事にやらしてもいいのじやないか。更にもう一つ申し上げますことは、これはいわゆるダム事業のごときものは、やはり何と申しますかその土地を取られる者或いはその家を立退かなきやらん者といふ個人にとつては非常に大きな問題であります。発電とかさういふより大きな意味において、発電とかさういふより一歩高い見地に立つて、さういふ見地に立ちながら止むを得ず個人の私有財産であるが、それを整理して行くといふようなもつと高い見地に立つたのであります。この高い見地に立つた者個人といふ利益といふものをどうやつて調整するかが土地収用法になり、又今度の改正になつて行くのでございまして、いつて、公益的のものであるからどれほど個人の所有地をやつてもよろしいといふことを私申し上げておるのじやないが、個人の所有権をもより大きな見地から制限しなければならぬ場合もあるのだといふことをこの法律で規定しておる。従つて行き過ぎないように、行き過ぎないようにといふような意味で、むしろプレキのかかつた法律の書き方をしておるのであります。衆議院におきましては、場合によつてはもつと強く土地収用などは……むしろこの際現実の問題は、何億の工事が一人の人の反対のためにどうしても進まんといふような場合もあり得るので、むしろもつと強く、大の虫を生かすために小さな虫を犠牲にせよといふような

議論もあつたのであります。が、(「けしからん」と呼ぶ者あり)併しこういふ法律を作る場合におきましては、

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。現実の事実から小笠原先生の御質問は誠に私難んで御座います。併し都道府県知事も市町村長も、一面において国の機関でございます。勿論そういう意味合いにおいて国の機関といふところにウェイトを置かざるを得ない。この程度のことでは許可をする権限を都道府県知事なり市町村長に与えても差支えないかと思ひます。御質問の御趣旨は、恐らくこういふようなことは現実の市町村長なり都道府県知事の立場から見ても、建設大臣が持つておつて、その行為を委任することができるといふふうな規定にしたほうがいいのじやないかと、こういう御質問のよう

○小笠原二三男君 私全然どうも素人でわかりませんが、市町村長なり都道府県知事が許可を与えるという場合の市町村長とか都道府県知事という者はどういふ権限とどういふ根拠を以てそういうことがなされるのだと規定しているわけですか。
○政府委員(南好雄君) どういふ御質問でございますか。この法律の規定で市町村長なり知事がそういうことの許可をなし得るといふ授權行為を規定したのでございます。
○小笠原二三男君 今の市町村長なり都道府県知事が地方自治法の建前からいつて、その地域の住民の利害に関することを、意見を聞くことがあつても、勝手に処理することができるといふような法律規定をすることができるといふことか、それが私の疑問なんです。地方公共団体の長としてこういうことがやれるかどうかということ……。例えば、建設大臣の権限を委任したとかいふようなことなら私は又問題は別だと思ひますが、市町村長個々の権限としてこういう法律でそういう権限が与えられるということが妥当であるか

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。現実の事実から小笠原先生の御質問は誠に私難んで御座います。併し都道府県知事も市町村長も、一面において国の機関でございます。勿論そういう意味合いにおいて国の機関といふところにウェイトを置かざるを得ない。この程度のことでは許可をする権限を都道府県知事なり市町村長に与えても差支えないかと思ひます。御質問の御趣旨は、恐らくこういふようなことは現実の市町村長なり都道府県知事の立場から見ても、建設大臣が持つておつて、その行為を委任することができるといふふうな規定にしたほうがいいのじやないかと、こういう御質問のよう

○政府委員(南好雄君) 従つた場合におきましては、恐らくはこの許可を与えまいと思つたのであります。

○小笠原二三男君 与えないときには、その市町村長は不当だといふ圧力が加わりませんか。
○政府委員(南好雄君) それは全然ございませぬ。要するに与えようが与えまいが、こういうことを許可することができるといふ規定であり、それが結果は出て参りませぬ。だから先ほど法律的にできると申しますこと、現実的に工事ができるということとは区別して考えなければならぬ。で、公益事業として如何にそのダムは設けなければならぬといふようなことがありまして、地元市町村長に準備行為もできんやうな状況にぶつた場合には、恐らく法律的にはできるのかも知れませんが、實際的に現実的にはその行為はできない、又しては大騒動になるものと私は考へていふやうな次第であります。

○田中一君 先ほどの質問に関連するのですが、今鉱業法を見ますと、鉱業法の第五章、土地の使用及び収用にはこういうふう書いてあります。第百一条ですね。「鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租税権者とならうとする者、鉱業出願人、鉱業権者又は租税権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができ。」「二項には一通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意

○小笠原二三男君 市町村長が国の機関だといふことは、どこにありますか。
○政府委員(南好雄君) これは行政法的に見まして、都道府県知事なり市町村長と申します者は、国の事務をいろいろ委託しております。そういう面から見ますと、一つは国の機関として……それ自身は国の機関ではないのであります。が、いろいろの国家事務を市町村なり都道府県に委託をいたします。で、そういう面から国の機関としての役目が出て参るのであります。
○小笠原二三男君 そうするとこういう許可権は国個々の権限ですか、それを委任したということになりますか、その事務を……。市町村長個々の権限として付与するのでしょうか。私の聞いているのは、素人ですから……。
○政府委員(南好雄君) 法律的には地方自治法の第百四十八条を御覧願いますと、地方公共団体の長としては、法律政令による権限に属するものを管理し執行するといふふうな規定されているわけでありまして、従つて従来の土地収用法もそうでございますが、測量、調査に対する土地所有者の同意を得られない場合には、市町村長の許可によつて測量、調査ができる、許可に任せているわけでありまして、これはこの収用法の法律と地方自治法の百四十八条によりまして、両方によりまして市町村長が許可権限を持たれるように法律規定をした。同様な意味合いにおきまして今度の試掘やボーリングの場合についても、府県知事が公共団体の長としての法律に基く権限を執行することができるといふ建前によつて規定をしよう、こういうわけでありませぬ。
○小笠原二三男君 ではお尋ねしますが、市町村長は許可してもよければ許可しなくともよろしい、こういう権限を付与する、こういうことでございませぬか。
○政府委員(南好雄君) その通りでございます。
○小笠原二三男君 そうしますと、先ほど御質問があつたように、或る村のダム建設で、用地買収が広汎に行われ、当該自治団体の長として、村長は村議会の決定によつて反対だといふことになつた場合には、反対であるといふ市町村長の立場として、これを的確なものとして、許可して行かなければならぬやうな状況で、固なり或いは都道府県からそれ／＼要請があつた場合には、この市町村長といふのはどつちの立場に立つてやるものでございませぬか。
○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。それはどちらの面にも市町村長という立場があるのであります。村長の議決によつて反対せよといふような議決がありまして、必ずしもその議決に市町村長は従わなければならぬといふのではありませぬ。
○小笠原二三男君 従つた場合のこと

見書を提出する機会を与えなければならぬ。一、こういう規定があるのです。従つて強いて言えば、今提案者というか、政府の希望する電源開発事業を行うために単行法を出したほうがいいような気がするのです。特殊なものがあるでしょうから……。土地収用に、これは最善なるものだと……局長が提案した二年前のこの法律で、下手にいじらんでいいのです。意見は聞かなくてもいいのです。意見は聞いてやるかしないか、その意見を聞かなければならぬと鉱業法には書いてない。従つて立木の問題とかボーリングの問題などは本法を動かしてまでしないのじゃないかと思う。強いて単行法を作るとかいうふうにしたほうがいいのじゃないかと思う。それからもう一つ、これは鉱業法ですが、鉱業法で、無論局長おわかりでしょうけれども、ボーリングする場合、先ほど言ったようにディーゼル・エンジンを使わなければ電力をどこかで……、五キロ、十キロ、或いは十二、三キロまで行くような場合が多いのです。試掘の場合には……、その場合に一々電柱を立てて、人の地の畑の空中を動力線を引つ張つて行くとか、或いは普通の電燈線です。電燈線を引つ張つて来て、そのため一々電柱を立てる。恐らくこれは私よりも鹿島委員のほうがそのほうの専門で詳しいでしょうけれども、恐らく他人の立木でも固有林でもほん／＼引つ掛けて持つて来る。一カ月から二カ月かかるが、そういうものを引つ張つて来る場合、もつと簡便な

方法でやります。これが通例であります。私は一々鉄柱とか電柱、木柱を立ててやらなければならぬと思う。その場合にこの法律はそれを見逃していい、どういふことになりませう、これは……。

○政府委員(南好雄君) 答え申上げます。鉱業法上、鉱業法に申します試掘とは、同じ事項でございまして、田中さんも御承知のように、従来はあれは鉱業権、採掘権というふうにして二つに分れておりました。つまり土地所有権というのと別個に鉱業権というものがあつたのであります。そういうことであるので、やはり鉱物を探して行く場合においては、何と申しますか、地表を使わなければならない場合もあつたので、それとの調整の際にそういう規定が出て来る。土地収用法の場合におきましては、この地表を使うことが原則であります。例外的に掘つて行くといふような場合がこの規定の面に出て来たようなわけでありまして、少し鉱業法と土地収用法とのあはれ性質が違つていふようにも考へるのでございませう。

○田中一君 成るほど単行法で、別の条文で規定してありますから違ひはあります。違ひはありますけれども、立入られる側は同じなんです。法律を作つて、違つて申しますけれども、立入られる側の被害は同じなんです。被害はちつとも変らない。法律をどう作るかと、自分の宅地や自分の所有する樹木をどう／＼切られちや堪まりませうから、そういう点がありますから、そこまでここに立入らないでいいのじやないかという気がする。それから今の電線などを引いた場合に、これは知

らんですよ、山奥なんかに入つて、自分の山のどんな木にどんな電線を引張られたかわからん、こういう場合にはどう考へてやるか。これはディーゼル・エンジンを使わずに電線を引くという場合に、それに対する土地収用に関する規定はありますか。

○政府委員(南好雄君) 答え申上げます。鉱業法上、鉱業法に申します試掘とは、同じ事項でございまして、田中さんも御承知のように、従来はあれは鉱業権、採掘権というふうにして二つに分れておりました。つまり土地所有権というのと別個に鉱業権というものがあつたのであります。そういうことであるので、やはり鉱物を探して行く場合においては、何と申しますか、地表を使わなければならない場合もあつたので、それとの調整の際にそういう規定が出て来る。土地収用法の場合におきましては、この地表を使うことが原則であります。例外的に掘つて行くといふような場合がこの規定の面に出て来たようなわけでありまして、少し鉱業法と土地収用法とのあはれ性質が違つていふようにも考へるのでございませう。

○田中一君 成るほど単行法で、別の条文で規定してありますから違ひはあります。違ひはありますけれども、立入られる側は同じなんです。法律を作つて、違つて申しますけれども、立入られる側の被害は同じなんです。被害はちつとも変らない。法律をどう作るかと、自分の宅地や自分の所有する樹木をどう／＼切られちや堪まりませうから、そういう点がありますから、そこまでここに立入らないでいいのじやないかという気がする。それから今の電線などを引いた場合に、これは知

らんですよ、山奥なんかに入つて、自分の山のどんな木にどんな電線を引張られたかわからん、こういう場合にはどう考へてやるか。これはディーゼル・エンジンを使わずに電線を引くという場合に、それに対する土地収用に関する規定はありますか。

○政府委員(南好雄君) 答え申上げます。立木に準備行為のために動力を引くといふようなことも実問題としてはあるだろうと思ひます。併しその場合は、恐らく立木所有者とか或いは土地所有者、そういう者は恐らく承知するだろうと私は考へておられます。若し万一そういうことを全然承知しないといふような場合があるならば、それは準備行為の際において私は恐らくボーリングしようとしてもできないのじやないか。その規定をここに整備しようとする、こういうお言葉だと思つております。その準備行為のためにいふ規定を整備して行くことは、却つて私は非常に妙なことになるか。そういうような場合は、恐らく土地所有者も或いは立木所有者も、立木を損うようなことをやれば補償の問題が起きます。併し、立木を全然損わんような場合には恐らくは通常の場合においては私は反対がないものだと思つておられます。それから、そういうちよつとしたひどい地方感情が非常に悪いような場合におきましては、私は準備行為などを強いて規定の面において重々しく設けて、それでもなおおつちやられるといふふうにおくことがいいか悪いかの考へ方になつて参ると思ひます。

○田中一君 土地収用法ならばもう空間は規定できないという御答弁じやないでしようね。そこで私伺ふのは、空間は誰の所有ですか。

○政府委員(南好雄君) 答え申上げます。空間は、大體民法上の土地所有権と申しますものは、常識的に申しますと、何と申しますか、地心から空間も入つておるのであります。土地所有権の觀念をいたしましては……併しいろいろ特別立法で空間を特殊に扱つていふ場合もあります。それから地心を特別に扱つていふ場合もあります。地心を特別に扱つていふのは、いわゆる鉱業法などは土地所有者と別に、鉱物がある場合においては地下を別個の権利の客体にいたしておられます。それから空中などは、航空法とか何とかい

○田中一君 大體空間に対する御答弁は私は正しいと思ひます。そこで五キロも十キロも他人の所有地の空間に動力線を引つ張るなんといふことは、そんなことは話合ひできません。おつちやられるけれども、そんなものができるといふならば、どんな法律は問題にならないのです。できない場合にどうするかと言ふのです。これはできません、了解がつかないと、できないけれども、そんなことでは法律は生きて来ないのです。土地収用法の生命といふものはそんなものじやないのです。否でも応でもするのだといふ、公共性のあるものに賦与する権限なんです。あなたのは、若しそれが若し納得が行かなければやめるのだといふようなことは、これはこの法の精神ではないのです。それは政務次官の御答弁は答弁になつていないのです。この二十幾つかの公共性のある事業に対してこの土地収用といふ強権の権利を与えていふのです。それにもかかわらず、できないけれども、それならいふことは嘘です。それから計画局長から今の規定がないと言へば、それは作らなければいかんのです。ないものを事実において勝手にやつておられます。ディーゼル・エンジンのみを使つておるのじやない、電燈線を持つて来る場合もあります。これは

○田中一君 規定しなければ知らん顔をして、他人の山でも他人の田畑でも電力線を引つ張つて知らん顔をするのですか、他人の立木でもどん／＼切つちやうのですか、それともはつきりここに、電源開発法の中に、必ず承諾を受けなければならない。相互契約に基いて承諾を受けて電柱を立てて動力線を引いたのでは、工事費がかかつて仕方がございませぬ。そうすると直線コースで来るものだから、他人の田畑を通らなければならぬ。そういう場合に、あなたは電源々々とおつちやつていふが、電源の場合にはそれをどう扱ふかといふのです。私権を侵すじやありませんか。

○政府委員(南好雄君) 答え申上げます。空間は、大體民法上の土地所有権と申しますものは、常識的に申しますと、何と申しますか、地心から空間も入つておるのであります。土地所有権の觀念をいたしましては……併しいろいろ特別立法で空間を特殊に扱つていふ場合もあります。それから地心を特別に扱つていふ場合もあります。地心を特別に扱つていふのは、いわゆる鉱業法などは土地所有者と別に、鉱物がある場合においては地下を別個の権利の客体にいたしておられます。それから空中などは、航空法とか何とかい

○田中一君 大體空間に対する御答弁は私は正しいと思ひます。そこで五キロも十キロも他人の所有地の空間に動力線を引つ張るなんといふことは、そんなことは話合ひできません。おつちやられるけれども、そんなものができるといふならば、どんな法律は問題にならないのです。できない場合にどうするかと言ふのです。これはできません、了解がつかないと、できないけれども、そんなことでは法律は生きて来ないのです。土地収用法の生命といふものはそんなものじやないのです。否でも応でもするのだといふ、公共性のあるものに賦与する権限なんです。あなたのは、若しそれが若し納得が行かなければやめるのだといふようなことは、これはこの法の精神ではないのです。それは政務次官の御答弁は答弁になつていないのです。この二十幾つかの公共性のある事業に対してこの土地収用といふ強権の権利を与えていふのです。それにもかかわらず、できないけれども、それならいふことは嘘です。それから計画局長から今の規定がないと言へば、それは作らなければいかんのです。ないものを事実において勝手にやつておられます。ディーゼル・エンジンのみを使つておるのじやない、電燈線を持つて来る場合もあります。これは

法の不備です、法の欠点です。そうしてあなた法にないからと言つて他人の私権を……、先ほど政務次官は成るべく私権を侵さないようにと言つておられるが、立派に私権を侵すじやありませんか。私権を侵さなければ事業ができません、できないければやめるというなら土地収用の意味をなしません。土地収用というのは、私権を多少侵してもそれに妥当なる補償をしよう、これは公益性のある事業だから国が補償してそれをさせるというのが法の精神なんです。どうも今の御答弁では不満足です。局長はお調べになつて、当然しなければならぬというところなら修正しなさい。修正してくれとおつしやれば修正もせんか。空間というものは、さつき言つたように、他の特別法によつて空間を制約されない場合は空間というものは土地所有者のものだということをおつしやいますね、それはその通りです。それで結構です。御名答です。そうすると、その空間を勝手に使つてよいかと言つて、これは私権の侵害です。これはできません。従つて電線開発で試掘する場合には、人の空中でも何メートルまでは使つてもよろしいという法律があれば、別の法律ですね、土地収用法で個人が持つている空間という私権を侵すことができるというならば、それはできません。さもなければこれはできません。局長答弁して下さい。

の上においてどうしても法律的な手段を持たなければ解決できないという問題を解決して行きたい、この根本原則に立つて、いろいろの想定の上になつて、強権発動でなければならぬという場合も、それは考えられないとは言いませんけれども、併しながら現実起業をやつておられます起業者の意見もそれだけ聞きまして、それで現状の程度において法律的な手段を考えて頂くならば準備行為で差支えないという意見があるならば、それによつて私どもは法律的裏付けをして行く、こういう考え方で進むのが先ず考えられる最大な土地収用法上の考え方として条件じやないかというふうにお話して規定したわけです。従いましてお話のように空間使用の問題にしても、立木の使用の問題にしても、それは現状においても、法律的な手段に訴えなければ所有者側としては全然それに応ずる現実の事情がそうではないというふうな場面があれば、これは法律的な解決をとらなければならぬことは、これはお説の通りであります。併しそれによつて大部分の問題が解決されているという場合において、なお最悪の場合を想定して法律的な規定をこの際あえて設けるという点については、実は私どもはそこまでは考えておらなかつたのであります。

○田中一君 藤原ダムの問題というものは、一番最初の問題はやはりそうした問題なんです。事業の準備期間に起つた問題なんです。結局私権を侵すということから問題が起きてくるのです。従つて今空間を使つて平気であるんだということ……、それから強権を発動するのではないのです。市町村長なりが認定する材料を与えるのです。若しこういうことでなくて、自分の家の、自分の田畑の、例えば十尺の上にも動力線を引かれるということは、その場合に市町村長何と答えますか。これは困ると、こう出ますよ。この法律を発動するのが主眼じやないのです。その場合には市町村長から、他人の家の庭の上を動力線が通つているのは……、これは困るよ、これは法律がないがどうするのだ、判断がつかんじやありませんか。まあ局長はこの辺で兜を脱ぎなさい。あなたがたさういふことを言つと、あなたの古い答弁を申し上げますよ。石くれ一つ取るにも許可を得なければならぬと書いてあるのですよ。他人の家に立ち入つて邪魔だから石を除去する、これすら許可を受けなければならぬと書いてあるのです。これを他人の家の所有する空間を勝手に使つていいということはありせん。私権の侵害です。答弁を求めます。若しもあなたが答弁できなかったらよく考えて下さい。私はこれは譲歩しません。

○政府委員(渡江操一君) まあこの点は私どもと田中さんと大分意見が違つたわけでございます。私は根本的には先ほど申し上げました通り、法律的な手段というものは、現実の問題を、飽くまでやはり所有者の立場を尊重するといふ建前に立つて、それがなお且つてできるという場合に法律的な手段に訴える、こういうことによつて公益事業の事業着手を促進する、こういう根本原則を変えることは私には如何かと考えておるわけなんです。今のような場合におきまして、現在の法律体系の上において

も、仮に送電線の架設を必要とするというものであれば、これは起業者の手を煩わして架設の申請をするという場合もございませう。或いは電力業者の手を煩わして架設の申請をするという場合もございませう。それにはそれぞれ土地収用法で解決できない問題を、或いは公益事業令で解決するかも知れません。そういう手段によつてなお且つ土地収用法の発動によらなければならぬ問題を法律的に規定して行く、こういうことであつても私はいいのじやないかというふうにご考慮しております。

○田中一君 それでは私権の侵害とは考えませんか、そういう場合……これは認めておるのですね。他人の家の所有地の上の空間に動力線を引張るといふことは私権の侵害だということはお認めますか、認めませんか。勝手に引張る場合です。了解すれば問題ありませんよ。

○政府委員(渡江操一君) 法律的な根拠に基かないで、本人の同意を得ないでやるという場合は、これは私権の侵害だ、こういうふうにご考慮しております。

○田中一君 この土地収用法に若しそういう条文を入れて、それも含まれるものとしたら不便がありませんか、運用上支障がございませうか。

○政府委員(渡江操一君) 支障があるとかないとかいふ問題ではなく、むしろ動力線の架設の問題もあるし、先ほど話した湧水の水路の開鑿の問題も、これは準備行為の態様としてはいろいろ考えられると思つております。それを全部網羅的にこの規定ができるかどうかというのを先ず考えて見なければいけないのではないかと。私どもはむしろ現在の準備行為の段階で、測量と調査とボーリングと、この三つを現在の段階では取上げておるわけでありませう。そのほかに水路の問題、動力線の架設の問題、或いはその他の敷設の問題、準備行為としていろいろあると思つております。併しその事業着手に準備行為として先ず最小限度必要であると思つたものを規定したのであります。

○田中一君 法文を見ますと、石一つ除去するにも規定してあるのです。枝を一本切るにも規定してあるのです。電線を張られることとどつちが私権の侵害になりますか、この法律はそう書いてありますよ。三つの問題よりもつと細かい瓦礫の問題、細石の問題まで入つておりますよ。細石というのは、何万トンある砂利層を云々するばかりではないですよ。この規定は一切の、それこそやつと運べるような二切れか三切れの石ですら除去するには云々という規定になつておるのです。あなた空間だからというので見落したのではないですか、これはもう少し慎重に考えて、この法文全部の法の体系を見て、そうして調べて欲しいのですが、どこまでもそういう場合に支障がないというならば次の機会に譲りますけれども、答弁して下さい。

○小笠原三三男君 随分やかましい議論のようですが、押問答のようになつてしまつては事態はあつとも解決しない。私とんちんかんに聞いておるかも知れませんが、政府側としては、それは動力線を引くというふうなことは法律規定にも何もない場合には私権の侵害である、それは認めると、ただこの法ではそういうことを規定してあるの

ではなくて、試掘とかそういう準備行為だけをやっておるので、他の準備行為は規定してあるのではないと、こういう御答弁のようです。それを田中君のほうは、これは私権の侵害なんだからというところはわかりませんが、それが規定されていないからみんな規定して事業遂行上支障がないようにやってみて行くべきだと、こういうのか。或いは又そういうふうな現実に行われておるものを排除するような方法をとれというのか、どこへ結論が行くのかはつきりしない。いつでも並行線上のことで、さつぱりわからない、どういふことなんでしょう。

○政府委員(渡江操一君) 今田中委員のお話は、空中の使用についての規定を、むしろ試掘と同様に、準備行為の一つの私権のつまり侵害と申しますか、そういうものに対する法律的な裏付けをして、これを適法行為というふうな形をはつきりとつたらどうかと、こういう御意見のように私は承わります。併し私どもが起草した根本的な態度は、飽くまでこれは田中さんと同じように、起業者の準備行為をできるだけ円滑にやらせようということについては変りはないのでございます。併しそれについては、先ほども申し上げましたように、準備行為の態様というものはいろいろある。それから使用するべき対象物も、田中さんが今御指摘になったように空中の問題にまで及ぶと、こういうふうなことでありますが、それらのことについては根本的にやはり起業者の立場からいって、準備行為にこの程度の規定を織り込んでもらえばよろしいかよろしくないかということを手帳において、それによつて規定を

いたしております。御心配のように、起業者側から空中使用の問題について紛争が起きた場合等についても、やはり法的な裏付けをおかないとどうしても解決ができないというふうなことであれば、これは私どもとしてもその点について考えざるを得ないと思ひますけれども、現在そういう実情を不幸にして私どもは聞いておりません。従つてそれについては、大体当事者間の解決によつて法律の運用を待つまでもなく解決されておるものという認識の上で立つてこの規定をいたしておるのではありません。卒直に申してそういう関係からこの改正案を規定したと、こういうことではございません。

○田中一君 それじや私は電源開発をやつておる当事者として、準備行為をやつておる方々に一応来てもらつて、それを参考人と呼んで欲しい。そうして、実際に法律に規定がなくて勝手にそういう私権を侵しておる事実はないかどうか。私はあえて電源開発その他の公益事業を推進しようという意図から申上げておるので、それが知らず識らずのうちに私権を侵しておるという事実があつては困るものですか、そういう今私の言つた問題点につきまして参考人を呼ぶことを希望いたします。

○赤木正雄君 関連しまして、私は成るべくこういうふうな土地収用法が大体できることは余り希望しないのです。ただここに問題になつたのは、結局堰堤を作る場合に、施設その他ボーリングですわ、その場合一番問題になりますのは電源の場所です。仮に発電場所がありまして、それから試掘する場所が一キロぐらい先にある。その間に

動力を引つ張つて行かなければならぬ。そういう場合に掘鑿する或いは掘進する場所は、これはこの法案で今きまるのですが、そこに持つて行く動力線はどうするか、それに対して田中さんの問題が起つていふと思うのです。実際問題は、併しそれはあなたの方では話合ひして行くのだと、こういうふうにおつしやいました。それで成るべく話合ひで行つて欲しいと思ひます。併し今までそういう場合に動力線を引つ張つて行くときに、話合ひでうまく行かなかつたというふうな場合があるかないか、どうでしょう、その点を承わりたいのです。

○政府委員(渡江操一君) その点は今田中委員からもお話ございまして、私どももお御注意の点につきまして十分実態につきまして調べて、それによつて足らざるところがあるかどうか、これは一つこの点を次回まで研究させて頂きたい。

○赤木正雄君 それでもう一つは、ボーリングをやるためにこういう法案ができるようになりますが、今までボーリングをやるに對してはこの法案がなかつたために、どういふふうな起業者が迷惑をしておられるか、こういう實際の例をこの次にお示しを願ひいたします。

○田中一君 私は、ほかになければ、第二章の二、「あつた委員のあつた」この点を質問したいのですが、又長くなると小笠原委員から叱られそうですから、(笑)これは一つ次回に譲つて頂きます。これは非常に長くなりまして、一日では済みません。三日ぐらしかかります。今日はほかの方に譲つ

て、これは私は三日ぐらしかつて慎重にやつて行きたいと思ひます。

○小笠原三三男君 本日はこの程度にして散会せられんことこの動議を提出いたします。

○赤木正雄君 小笠原君の動議に賛成します。

○委員長(石川清一君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十三分散会

昭和二十八年八月十日印刷

昭和二十八年八月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局